

公益財団法人東京動物園協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京動物園協会	令和4年10月4日から 同月21日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	建設局	令和4年10月3日及び 同月24日	

2 団体の概要

設立の目的	動物園及び水族園（以下「動物園等」という。）の事業の発展振興を図り、動物とその生息環境について知識を広め、人と動物の共存に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和23年11月 財団法人東京動物園協会を設立 昭和61年10月 都の出資団体となり、恩賜上野動物園及び多摩動物公園の管理業務の一部を受託 平成18年4月 指定管理者として、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園の飼育業務を含めた全面的な事業運営を開始 平成22年4月 公益財団法人へ移行
事業の概要	ア 公益事業 ・ 飼育展示、野生生物保全等の東京都立の動物園等における管理運営事業 ・ 動物及び動物園等に関する教育普及、情報発信、支援協力並びに調査研究等に係る事業 ・ 動物及び動物園等に関する国並びに地方公共団体からの受託事業

	イ 収益事業 ・ 動物園等における物品並びに飲食物販売事業 ・ 東京都から許可を受けて行う動物園等の付帯事業 ・ その他動物園等に関連する収益事業	
所在地	東京都台東区池之端二丁目9番7号	
組織	事務局 (4部14課48係)	
人員	役員3名 (理事長1名 (常勤)、常務理事2名 (常勤)、理事10名 (非常勤) 監事3名 (非常勤)) 職員460名	
都との関係	出えん	基本財産6億円のうち、4,500万円 (7.5%)
	事業の委託 (表1)	1億3,873万余円 (令和2年度委託料) 1億3,353万余円 (令和3年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表2)	経常収益78億余円のうち、65億余円 (83.8%)
	財産の貸付 (表3)	土地 (188.75 m <sup>2</sup> ) を占用許可 土地 (434.79 m <sup>2</sup> ) につき売店等の設置許可 建物 (4,326.38 m <sup>2</sup> ) を管理許可
	職員の派遣等	常勤職員94名を都から派遣 常勤役員2名及び常勤職員3名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	令和2年度：B 令和3年度：B
	公の施設の管理運営 (表4)	61億2,034万余円 (令和2年度指定管理料) 64億2,290万余円 (令和3年度指定管理料)
	指定管理者運営状況評価	令和2年度 A：1施設、B：3施設 令和3年度 A：2施設、B：2施設 (詳細は「参考資料」のとおり)

(注) 上記数値等は令和4年3月31日現在

(表1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ジャイアントパンダ繁殖研究関連事業	6,133	7,546	49,684
大島公園動物園関連事業	42,728	43,120	44,550
恩賜上野動物園ジャイアントパンダ日中共同研究 報告書作成事業	6,397		
恩賜上野動物園トイレ洋式化事業	7,579		
ジャイアントパンダ保護研究関連事業		341	
都立動物園トイレ洋式化事業		28,996	
都立動物園の情報発信強化		3,976	
都立動物園バーチャルガイドツアーページ作成		36,498	
都立動物園における5G及び先端技術を活用した事 業調査		18,252	
都立動物園における5G等の先端技術を活用した情 報発信事業実証実験			39,304
合計	62,838	138,730	133,538

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	9,164	100	7,677	100	7,818	100
都からの収益	6,134	66.9	6,259	81.5	6,556	83.8
管理運営受託収益等	6,134	66.9	6,259	81.5	6,556	83.8
他の収益	3,029	33.0	1,418	18.4	1,262	16.1
公益目的事業会計	5,971	65.1	6,112	79.6	6,415	82.0
都からの収益	5,928	64.6	6,057	78.9	6,344	81.1
管理運営受託収益等	5,928	64.6	6,057	78.9	6,344	81.1
他の収益	42	0.4	54	0.7	70	0.9
収益事業会計	2,983	32.5	1,359	17.7	1,187	15.1
他の収益	2,983	32.5	1,359	17.7	1,187	15.1
法人会計	209	2.2	205	2.6	215	2.7
都からの収益	206	2.2	201	2.6	211	2.7
管理運営受託収益等	206	2.2	201	2.6	211	2.7
他の収益	3	0.0	3	0.0	3	0.0

(注) 協会の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表3) 公有財産の貸付状況 (詳細は「参考資料」のとおり)

(単位: m<sup>2</sup>、千円)

分類	施設名	目的	種類		占使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	恩賜上野動物園	販売スペース等 (占有許可) 24 件	188.75	—	5,314
	多摩動物公園	売店等 (設置許可) 30 件	434.79	—	3,253
	葛西臨海水族園	飲食店等 (管理許可) 19 件	—	4,326.38	43,492
	井の頭自然文化園				

(表4) 公の施設の管理運営状況

(単位:千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
恩賜上野動物園 (台東区上野公園)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31	6, 071, 941	6, 120, 346	6, 422, 906
多摩動物公園 (日野市程久保六、七丁目 日野市南平八、九丁目 日野市三沢五丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31			
葛西臨海水族園 (江戸川区臨海町六丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 5. 3. 31			
井の頭自然文化園 (武蔵野市御殿山一丁目 三鷹市井の頭四丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31			

(注) 葛西臨海水族園については、新水族園の再整備計画との関係から、指定管理期間の終期が令和5年3月31日となっている。

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京動物園協会（以下「協会」という。）が行っている指定管理事業について、主に、事業の趣旨に沿って適切に行われているか、会計経理等が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

#### (1) 事業実績

協会は、都との協定に基づき、指定管理者として、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園（以下「各動物園」という。）における飼育展示、教育普及、野生生物保全、管理運営、施設維持管理等の業務を行っている。

各動物園は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度の終わりから臨時休園を実施しており、監査対象年度である令和2年度及び令和3年度についても、表5のとおり、長期にわたって臨時休園を余儀なくされた。また、再開園時には、入場に当たり、事前の予約が必要となる入場整理券の導入や入園前の検温などの感染防止対策を実施してきた。

協会が管理運営する4園全体の入園者数は、令和2年度が約167万人、令和3年度は約169万人であり、令和元年度の約640万人に比べ、令和2年度は73.9%、令和3年度は73.5%の減少となっている。

また、入園券等の販売実績も入園者数と同様に、令和元年度に比べると減少しており、こちらも令和2年度は74.4%、令和3年度は72.3%の減少となっている。

協会は、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策の徹底に努めるとともに、各動物園が持つ特色を活かした魅力的な展示の実施や、多様なニーズへのきめ細かい対応等、利用者サービスの向上に努めていくことが望まれる。

(表5) 各動物園における臨時休園の状況（令和2年度及び令和3年度）

施設名	臨時休園期間（日数）
恩賜上野動物園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.22 (83日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.22 (70日)
多摩動物公園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.3 (64日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.21 (69日)
葛西臨海水族園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.22 (83日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.21 (69日)
井の頭自然文化園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.1 (62日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.21 (69日)

## 2 指摘事項

### (1) 団体

#### ア 指定店工事について

協会は、指定管理者として、各動物園の施設、設備の補修及び修繕を行っている。

原則として、協会では、都の契約事務規則等に準拠して、契約による物品やサービスの調達に係る意思決定は各業務の担当課が行い、契約の相手方の決定等の契約事務は総務課が行うこととしており、適正な契約事務を行える仕組みとしている。

ただし、1件当たりの予定金額が、30万円以上150万円未満の緊急性のある補修等については、指定店制度要領（平成29年12月20日付29東動協総施第39号。以下「要領」という。）により、補修及び修繕を所管する施設課が、あらかじめ指定店として協会に登録した者に発注、契約、履行の確認を行い、支払のみ総務課が行う仕組みとしている。

指定店による工事等（以下「指定店工事」という。）は、要領第3条によると、入札や見積り合せの事務に要する期間を待つと迅速に対応できなくなるような、園周辺への危険防止や、動物の管理・来園者の利用上必要となる補修等を行うことを目的としている。

各動物園における指定店工事の実施状況は、表6のとおりである。

そこで、各動物園において実施している指定店工事について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(表6) 指定店工事の状況

(単位：件、円)

施設名	令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
恩賜上野動物園	93	97,295,124	99	102,790,633
多摩動物公園	121	118,727,419	98	110,078,634
葛西臨海水族園	92	94,323,972	93	101,392,753
井の頭自然文化園	24	20,182,910	33	29,977,200
合計	330	330,529,425	323	344,239,220

#### (ア) 緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの

恩賜上野動物園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園は、表7のとおり、指定店工事により補修を行っているが、これらについては工事内容から見て、いずれも緊急に行う必要が認められず、指定店工事により補修したことは適正でない。

協会は、緊急に行う必要がない補修について、指定店工事によらず、通常の契約方法により行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表7) 緊急性が認められない指定店工事の一覧

(単位:円)

施設名	年度	No.	工事件名	契約日 完了日	契約金額	工事内容(金額)
恩賜上野動物園	2	22	東園ツル舎前園路補修工事	令和2.6.8 令和2.6.11	1,397,000	ツル舎前園路の経年劣化に伴うアスファルト舗装
	3	55	シロテテナガザル舎擬ツタ補修工事	令和3.10.4 令和3.12.25	1,498,200	経年劣化により破損した擬ツタの交換
葛西臨海水族園	2	20	無料休憩所窓フィルム他補修工事	令和2.6.12 令和2.6.19	1,485,000	無料休憩所の窓ガラスのフィルムがはがれていたため補修(368,100)
		32	計数装置設置前金物他補修工事	令和2.7.30 令和2.8.3	1,485,000	・入場者数等の計数装置の更新に伴い、別途工事で新装置を設置した後に旧装置と配線等の取り外し ・東京の海2階展示通路鉄柵の錆落とし、塗装、基部のシーリング等
		72	レストハウス屋根鉄部塗装補修工事	令和2.12.26 令和3.1.11	1,496,154	レストハウス屋根鉄部の塗装
		80	深海エリアほか天井塗装補修工事	令和3.2.11 令和3.2.21	1,045,000	・深海エリアほか天井 ・無料休憩所鉄骨梁の塗装
		92	東京の海手摺他塗装補修工事	令和3.3.19 令和3.3.31	1,496,000	・東京の海キャットウォーク手摺 ・無料休憩所前スロープ壁面の塗装
	3	2	ピクトサイン取替ほか補修工事	令和3.4.1 令和3.4.21	1,496,000	・令和2年度に実施した洋便器取替工事に伴うトイレ入り口の配置図の交換 ・経年劣化による便所個室錠の交換
		7	調餌室天井補修工事	令和3.4.1 令和3.5.7	1,496,000	令和2年度に実施した本館事務所天井補修の際、アスベストが発見され補修を取りやめた部分を補修
		53	東京の海キーパー通路塗装ほか補修工事	令和3.9.27 令和3.11.24	1,496,000	・東京の海通路階段の塗装及び床材貼替
	井の頭自然文化園	3	25	カワウソ舎放飼場塗装補修工事	令和4.2.11 令和4.2.18	924,000
27			分園水生物館前植栽ほか補修工事	令和4.3.4 令和4.3.15	1,234,200	・令和4年9月開催の「どでカボチャレンジ」のため、同年4月に播種するためのカボチャ圃場 <sup>ほじょう</sup> を作成 ・平成31年4月に廃止した喫煙所の跡地に縁石があり危険防止のためとして植え込みを作成
34			本園キュービクルほか塗装補修工事	令和4.3.14 令和4.3.31	1,023,000	・本園キュービクル ・テン放飼場手摺 ・ヤマネコ放飼場手摺 ・フクロウ舎手摺 ・シカ舎手摺の塗装



(イ) 不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの

恩賜上野動物園では、表8のとおり、指定店工事により補修を行っているが、これらは同種の不具合を複数箇所まとめて、30万円以上の指定店工事として発注したものである。

これらの指定店工事について、次のとおり、適正でない点が認められた。

- ① 協会が作成している維持管理事務マニュアルでは、各業務の担当が、施設課に補修等を「工事・作業依頼処理票」(以下「処理票」という。)により依頼した場合の対応を定めているが、これらの不具合については処理票が作成されておらず、不具合を発見した時点を特定することができない。

協会は、施設課が不具合を発見した場合など、必ずしも処理票を作成するものではないとしているが、協会は各動物園を適正に維持管理する責務を負っているのであるから、施設・設備等について不具合を発見した場合には、いつ、誰が、どのような不具合を発見し、いつまでに補修する必要があるか等について漏れなく記録した上で、対処の時期と方法についても記録し、補修の漏れがないよう管理する必要があるが、協会はこのような管理をしていない。

- ② これらの指定店工事の時期に、契約事務に必要な1か月程度の期間を待つことができないほど緊急性の高い同種の不具合が、集中して発生する可能性は極めて低く、また、これらの指定店工事により補修した不具合がいつ発生したかは明らかでないことから、緊急に行う必要があったものとは認められない。

協会は、不具合の発見等について漏れなく記録するなど適正な維持管理に努めるとともに、不具合の状況に応じた契約方法により補修するよう、仕組みを改められたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表8) 同種の不具合をまとめて補修した指定店工事の一覧

(単位：円)

No.	工事件名	契約日 完了日	契約金額	工事内訳 (金額)
54	ワオキツネザル舎 扉他補修工事	令和3.9.28 令和3.10.10	1,496,000	ワオキツネザル舎扉(320,000) フォッサ舎確認ミラー(96,000) シロテテナガザル舎扉(185,600) 退場門錠(46,100) サル舎扉錠(92,400) オカピ舎扉(120,600) 両生爬虫類館外大型門扉(90,000) ホッキョクグマ舎(62,800)
57	プレーリードッグ 舎前園路ほか補修 工事	令和3.10.11 令和3.11.8	1,485,000	プレーリードッグ舎前舗装(388,500) 子ども動物園トイレ前舗装(394,000) ホッキョクグマ舎前舗装(318,550)
68	ゴリラトラの森地 下ピット排水ポン プほか補修工事	令和3.11.8 令和3.12.1	1,496,000	水中ポンプ(185,000) サルヒヒ舎給水バルブ(57,000) 管理センター2F便所手洗器排水口(18,000) サルヒヒ舎寝小屋水飲み給水管(73,000) アイアイ舎電気温水器(330,000) ゾウ舎前だれでもトイレ衛生器具(197,000) ゴリラの森ウォシュレット(90,000) 小獣館埋設給水管(410,000)

(ウ) 建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握するとともに過大に支払った処分費について返還を求めるべきもの

恩賜上野動物園では、表9のとおり、シロテテナガザル舎擬ツタ補修工事において、擬ツタを更新している。その際、擬ツタ6本の処分費3万円を支払っているが、処分状況の記録写真を見たところ、撤去した擬ツタのうち3本については、飼育係が再利用するとして引き取っており、処分を行っていない。

このため、擬ツタ3本分の処分費1万5,000円が過大に支払われており、適正でない。

協会は、指定店工事における建設副産物の処分に当たり、処分数量を適正に把握するとともに、過大に支払った処分費について返還を求められたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表9) 工事の概要

(単位：円)

No.	工事件名	契約日	完了日	契約金額
55	シロテテナガザル舎擬ツタ補修工事	令和3.10.4	令和3.12.25	1,498,200

(エ) 工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの

恩賜上野動物園では、表10のとおり、指定店工事により複数箇所の給排水にかかる補修工事を行っている。

工事契約に基づき、取り外した水中ポンプ、電気温水器、配管類を建設副産物として処分しているが、処分に係る産業廃棄物管理票を見ると、排出事業者が廃棄物の処分終了を確認するためのD票の処分終了日が令和3年12月23日付けで、工事完了日である令和3年12月1日より後となっていることから、処分完了を確認しないまま工事完了を認めていることとなり適正でない。

このことについて、協会は、令和4年にこのような処理を許容するよう維持管理事務マニュアルを改定したとしているが、工事契約に基づき処分することとした建設副産物について、履行の完了を確認しないまま、工事完了を認める旨、定めていることは適正でない。

協会は、工事の完了を認めるに当たり、建設副産物の処分の完了を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表10) 工事の概要

(単位：円)

No.	工事件名	契約日 完了日	契約金額	工事内訳
68	ゴリラトラの森地下ピット排水ポンプほか補修工事	令和3.11.8 令和3.12.1	1,496,000	水中ポンプ交換 サルヒヒ舎給水バルブ 管理センター2F便所手洗器排水口 サルヒヒ舎寝小屋水飲み給水管 アイアイ舎電気温水器交換 ゾウ舎前だれでもトイレ衛生器具 ゴリラの森ウォシュレット交換 小獣館埋設給水管

イ 施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの

葛西臨海水族園では、ペンギンについて、写真1のとおりプール及びモルタル製擬岩による模造岩場で構成された放飼場において展示し、裏側のペンギンの寝小屋へ通じる管理用通路については目隠しの塀を設置し、塀の放飼場側及び裏側の両面に擬岩を接着させ、ペンギンの生息環境を再現している。模造岩場は、図1のとおり鉄骨の架台の上にモルタルを盛っており、内部が空洞となっている。

この放飼場において、令和3年10月17日、塀の放飼場側の擬岩の一地点（以下「A地点」という。）から、劣化した擬岩が割れ、前面の放飼場の模造岩場部分へ落下し、模造岩場の一地点（以下「B地点」という。）が陥没した（注）。

この対応として協会は、当日、B地点をシートで覆い、その後、表11のとおり、指定店工事により、次の3件の対策を異なる時期にそれぞれ実施している。

- ① 令和3年11月2日、B地点の地下架台について、単管パイプを上下左右に組んで補強を行った。
- ② 令和3年11月19日、A地点についてモルタルによる補強を行うと、再度落下する危険があるとして行わず、B地点がある岩場部分にペンギンが進入することや水面から上ることを防ぐため、写真2のとおり、ネットフェンスにより通路をふさいだ。
- ③ 令和3年12月10日、当該塀の裏面にはペンギンと飼育員が寝小屋と放飼場とを往復する管理用通路があることから、写真3のとおり、当該塀の裏面全体を単管パイプと鋼矢板により補強した。

これらの対策について確認したところ、次のとおり適正でない点が認められた。

(ア) 令和3年10月の事故は、塀に接着した擬岩上部のA地点から劣化したモルタルが剥がれ落ち、下部の模造岩場のB地点が陥没したものである。このことは、モルタルが擬岩上部・下部の模造岩場ともに劣化していることを示しており、モルタルが割れて落下する等の危険に対し、応急対策を速やかに行う必要があった。

そこで、①の工事内容を確認したところ、模造岩場下部の架台の内側において、単に単管パイプを組み合わせ、架台の裏から突き当てて補強したものであり、この対策では擬岩上部からモルタルが割れて落下する危険を防止する対策とはならない。その上、単管パイプの上端により模造岩場を点で支え、面で支えていないため、再度、モルタルが落下すれば模造岩場の表面が陥没する危険を防止できず、陥没の危険性に対する安全対策としても有効ではない。

したがって、モルタルが割れて落下すること及びこれにより模造岩場が陥没することを防止する安全対策として、そもそも①の工事は有効ではなく、本来、②及び③の工事を施工すれば足りるものであることから、①の工事の契約金額である149万500円が不経済支出となっており、適正でない。

(イ) ①から③の工事を分割し時期をずらして実施したことについて、協会は、展示の継続と安全対策との調整に時間を要したとしている。

しかし、上記(ア)のとおり、擬岩上部・下部の模造岩場とも危険な状態であったことから、協会は、ペンギンが進入しないよう、速やかに②の工事により安全対策を講じるべきであり、局も、令和3年10月19日に当該模造岩場下部の架台内側を調査し、ペンギンの進入防止柵を設置するよう協会に対し助言を行っている。

しかしながら、協会は、令和3年11月8日までペンギンの進入防止柵の設置に着手しておらず、適正でない。

また、令和3年10月に割れたモルタルが塀の前面の放飼場側へ落下した時点で、塀の裏面側にも接着している擬岩からモルタルが割れ、管理通路側へ落下する危険性があることについて、協会は当然に認識すべきであった。

したがって、②の工事と③の工事とを分けて発注していることは適正でない。

協会は、施設の安全確保に有効な工事を、適正な契約方法により速やかに実施されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(注) 局は、当該放飼場について改修を行うこととし、現在、一時的な移転先となる仮放飼場を整備中であり、令和4年度中に移転する予定となっている。

(表11) 協会が対策として行った指定店工事の一覧

(単位：円)

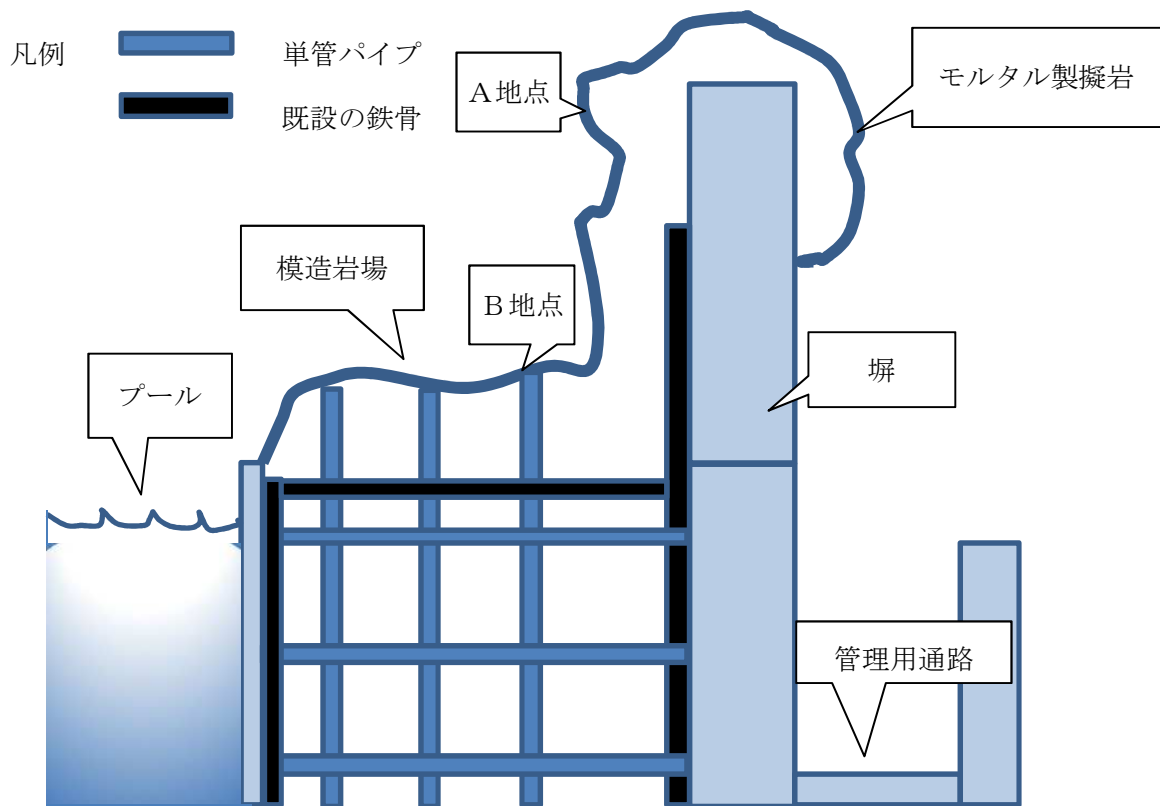
No.	契約件名	契約金額	契約日	完了日	工事概要
①	葛西臨海水族園ペンギン擬岩内部架台補修工事	1,490,500	令和3.10.20	令和3.11.2	B地点の地下架台を単管パイプにより支保
②	葛西臨海水族園ペンギン放飼場擬岩侵入防止柵補修工事	1,496,000	令和3.11.8	令和3.11.19	A地点へのペンギンの接近を防ぐためネットフェンス設置
③	葛西臨海水族園ペンギン擬岩裏管理通路補修工事	1,496,000	令和3.11.29	令和3.12.10	放飼場裏手に落石防止のためのフェンスを設置

(写真1) 東京動物園協会運営公式サイト「東京ゾーネット」

(<https://www.tokyo-zoo.net/zoo/kasai/about.html>) より



(図1) 模造岩場断面図(側面)及び①工事による単管パイプ設置状況



(写真2) ②工事によるペンギン等進入防止柵の設置状況



(写真3) ③工事による塀裏面の管理用通路における補強状況



ウ 動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの

建設局は、動物園において動物を飼育し、来園者に向けて安全に展示を行うために、鉄檻、鉄柵、擁壁、空堀、強化ガラス、動物脱出防止柵設備（獣害対策用の電柵器及び電気柵）（注1）等を、動物の性質を考慮し、組み合わせて設置しており、これら設備の管理は指定管理者である協会が行っている。

そのうち、動物脱出防止柵設備について、協会による管理状況を確認したところ、多摩動物公園においては、表12の動物舎脱出防止柵設備保守委託契約により、総合点検及び定期点検を年1回ずつ実施している。なお、多摩動物公園の動物脱出防止柵設備には、表13のとおり、A社製とB社製（日本総代理店C）の2種類が用いられている。

ところで、動物脱出防止柵設備は、電気柵に接触した動物に一定の衝撃を与える必要があることから、その点検に当たっては、設備の安全性だけでなく、その機能を維持しているかを確認しなければならない。そのためには、表14のとおり、まず電柵器について正常であることを確認した後、電気柵の状態等を検証し、順序だてて原因を除去していく必要がある。

そこで、総合点検における点検報告書を確認したところ、B社製の動物脱出防止柵設備については、表14の手順に沿って点検が行われ、設備が正常に作動することを確認している。他方で、A社製の設備については、電柵器について何も計測せず、電気柵における電圧のみを計測し、電柵器に点検口がないため電柵器を点検できないと報告されている。

このことについて、協会は、A社がすでに存在せず、メーカーによる点検や電柵器の改修はできないこと、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省第52号）に照らし、安全性については、電気柵で電圧を確認できれば電流は流れるので問題はないと考えたことから、電柵器の点検データがないままで点検結果を承認したとしている。

しかしながら、メーカーによる点検ができなくとも、表14と同等の内容の点検を行う必要があること、電柵器の保守においては安全性だけでなく、その機能が維持されていることを確認すべきであることから、表14のとおり、電圧に加えて電流を確認する必要があるが、協会はこれを行っておらず、適正でない。

このことは、協会が仕様書に、表12のとおり「電柵器」とのみ記載し、具体的な点検項目を定めていないことによるものである。

協会は、動物脱出防止柵設備について、仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め、管理を適正に行われたい。

（公益財団法人東京動物園協会）



(注1) 動物脱出防止柵設備の仕組みについて

電柵器（電気柵用電源装置）、支柱、<sup>がいし</sup> 碍子、柵線、アース棒等で構成される。通電している柵線に動物が触れると、電流が動物の体内を流れて地面へ流れ、地面に挿入されたアース棒から電柵器本体へ戻る仕組みである。ただし、ごく短い間隔で電流が断続的に流れる仕組みなので、柵線に接触した動物が感電死することはない。

柵線に何も触れていないときの電圧値が最も高く、動物や草木等が長時間接触し負荷がかかると柵線全体の電圧が下がり、電柵器の効果が薄まって衝撃を感じない場合がある。

（参考：電気設備学会誌2016年10月）

(表 1 2) 契約の概要

契約件名	多摩動物公園動物脱出防止柵設備保守委託	
契約期間	(令和 2 年度) 令和 2. 4. 1～令和 3. 3. 31	
	(令和 3 年度) 令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31	
契約金額	(令和 2 年度) 940, 500 円	
	(令和 3 年度) 940, 500 円	
仕様内容	総合点検 (年 1 回)	
	(1) 配電ボックス設備	ア 電柵器
		イ ボルテジアラーム
		ウ バッテリー電圧測定
		エ 各表示灯
		オ その他盤内機器及び配線
		カ 接地抵抗測定
		(2) 放飼場電柵線設備
	① アース部の点検	ア 接地抵抗測定
		② 屋外電柵線の点検
	ア 電柵線の取付状態	
	イ 支持材 (碍子、ポール) の固定、欠損等の状態	
	ウ 電柵線が地面、アース線に接触していないか	
	エ 断線・脱線の有無	
	オ 草木に接触、接近している個所の軽微な草刈り、剪定	
③ 電柵線の電圧測定 (各放飼場ごと)		
定期点検 (年 1 回)		
総合点検 (2) のうち②・③		

(表 1 3) 動物脱出防止柵設備の電柵器の仕様及び点検状況

動物舎		電柵器	
		仕様	備考
1	オオカミ	B社製	
2	オランウータン	B社製	
3	チンパンジー	B社製	
4	インドサイ	B社製	
5	アフリカゾウ	A社製	電柵器の点検を実施せず
6	アジアゾウ	A社製	電柵器の点検を実施せず
7	トラ	B社製	
8	ツキノワグマ	A社製	電柵器の点検を実施せず
9	ハクビシン	A社製	電柵器の点検を実施せず

(表 1 4) 動物脱出防止設備の点検手順

順序	点検手順
(1)	<p>電柵器が正常に作動し、負荷抵抗時に定められた電流を出力していることを確認する。</p> <p>【B社製電柵器における点検内容】</p> <p>負荷抵抗の段階別に、以下の3点を測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始点出力電圧</li> <li>・パルス間隔</li> <li>・出力エネルギー（単位：J = 電圧（V）×電流（A）×秒数）</li> </ul>
(2)	電柵器が正常であることを確認したら、電気柵の電圧を測定する。
(3)	電圧が下がっている場合は、アース棒の設置状況、各支柱における漏電の有無、柵線の断線等の有無、柵線への草木等の接触の有無等を順次確認する。

エ 基本協定に沿った会計処理を行うべきもの

協会は、建設局と恩賜上野動物園外3施設の管理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)を締結しており、基本協定第13条では、「管理運営の実施に当たり、年度ごとに協会が行っている本協定以外の事業と経理を明確に区分」するとしている。

ところで、協会は、公益事業に係る収支について、公益目的事業会計として経理しており、当該会計の中で、指定管理事業と固有事業とに更に区分し経理している。しかし、令和2年度及び令和3年度において、協会が指定管理事業とは別に局から受託している表15の事業に関しても、公益目的事業会計のうち、指定管理事業の区分で経理していることが認められた。

このことについて、協会は、指定管理事業の区分の中であっても、表15の事業に関する収支は個別に把握することができているとしているが、客観的に見て、基本協定第13条で定める年度ごとに行っている基本協定以外の事業と経理を明確に区分したものとは言えず、適正でない。

協会は、基本協定に沿った会計処理を行われない。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表15) 指定管理事業の区分で経理している局から受託した事業

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
都立動物園における5G及び先端技術を活用した事業 調査委託	令和2.10.22～ 令和3.3.19	18,352,300
都立動物園における5G等の先端技術を活用した情報 発信事業実証実験実施業務委託	令和3.11.6～ 令和4.3.22	39,304,100

## (2) 局及び団体

### ア 更新未了となった排水設備について

井の頭自然文化園は、本園と、井の頭池に囲まれた分園とで構成されている。分園の汚水の排水設備は雨水とは別に配管されており、図2のとおり、弁天橋たもと付近の排水汚水槽へ集水し、ポンプにより弁天橋下の管を通して本園側へ送水している。この排水汚水槽に排水量表示計を設置して汚水量を把握している。

協会は、分園の下水道料金が増加したため、平成29年12月に、汚水量及び降水量を調査したところ、台風が通過した後に汚水量が増大することを把握した。このことは、汚水の排水設備に地下水又は雨水（以下「地下水等」という。）が流入していることを意味するため、建設局は、地下水等の流入防止を目的として老朽化した汚水排水設備を更新することとし、表16のとおり、平成30年度に排水設備更新工事（以下「更新工事」という。）を実施している。

そこで、分園の排水設備への地下水等の流入状況について確認したところ、次のとおり適正でない点が認められた。

(表16) 局による排水設備更新工事

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
井の頭自然文化園水生物園排水施設改修工事	平成 30. 10. 22～ 平成 31. 3. 28	(当初) 33, 299, 640 (変更後) 23, 068, 800

### (ア) 更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの

局は、更新工事の実施設計に当たり、①井の頭池の水位変化の影響及び老朽化による排水管・枡への地下水等の流入、②人孔のずれ・配管の歪み・枡の亀裂等の発生による排水管内への地下水等の流入が生じていることを把握している。

しかし、更新工事の着工後、想定しない地下埋設物が多数見つかったため、工事の進捗が遅れ、年度内にすべてを更新することができないと判明したことから、局は協会と協議の上、排水管502.4mのうち274.4m、枡53か所のうち12か所について更新しないまま工事を完了することとした。その結果、実施設計において地下水等の流水が確認された図2のA、B、Cについては更新されないままとなっている。

A 排水管の上部に水路があり、流入の可能性が高い場所

B 調査により経路不明の流入水が生じている場所

C 動物舎の清掃排水枡の設置が多く、オーバーフローも多く生じている場所

このことについて、局は、現地で枡を開け地下水等の流水がないことから、更新をしなくても地下水等の流入防止対策に影響しないものと判断したとしているが、

① A、B、Cとは関係ない場所の枡について確認していること

② 実施設計における現況調査の報告内容に照らして、AからCについて更新しなくても問題がないことを確認する必要があるが、局はその確認を行っていないこと

から、工事を中止しても地下水等の流入防止対策に影響はないとする局の判断は、適正でない。

また、局は、更新工事後、協会が設備の経過観察を行い、不具合があれば報告することとなっているが、監査日（令和4年10月19日）現在、報告がないことから、更新未了箇所について、追加で工事を行っていないとしている。

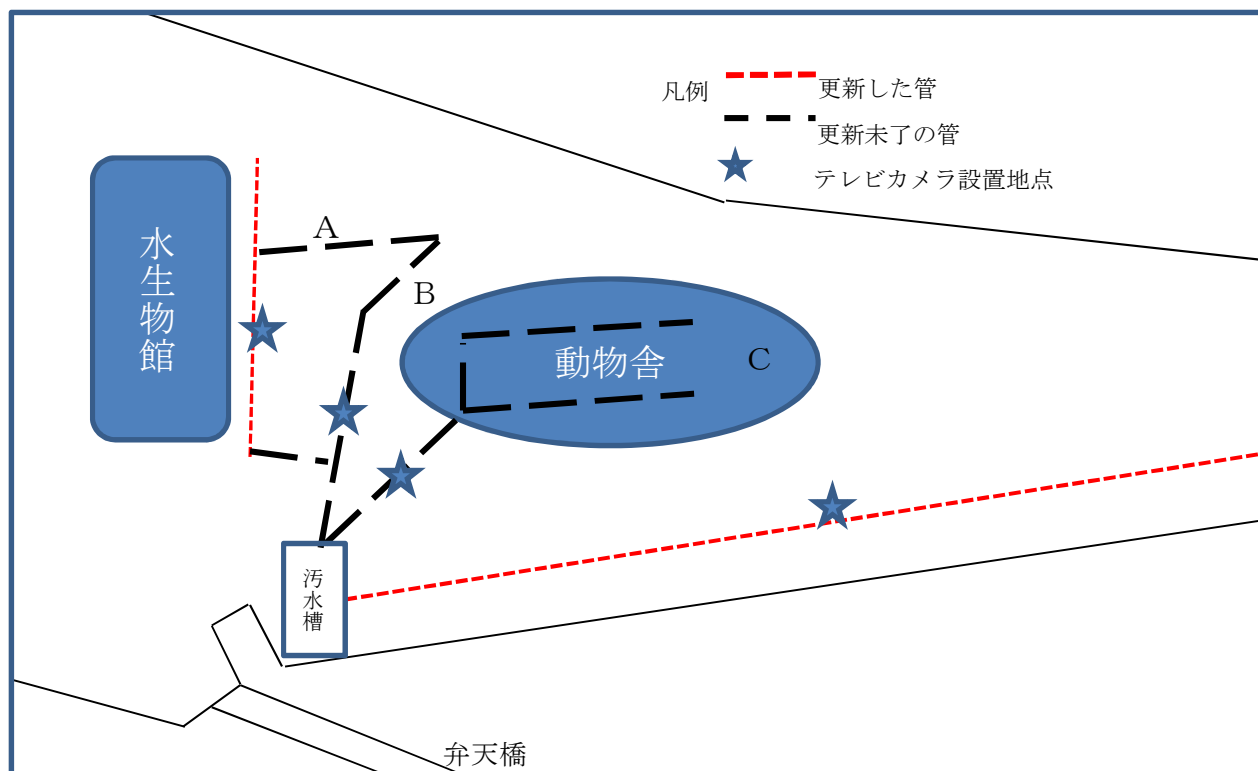
しかしながら、協会に更新工事後の汚水量と降水量の推移について確認したところ、図3のとおり、依然として降水量が多い月には汚水量が増加している状況であることから、更新工事により、地下水等の流入を防止する目的は達成されていないと認められる。

以上のことから、更新工事を、排水管の老朽化及び地下水等の流入防止対策を目的として実施したものの、その目的を達成していないにもかかわらず、局が原因を調査の上、対策を講じていないことは適正でない。

局は、地下水等の流入防止の目的が達成されるよう、更新未了の排水設備について原因を調査の上、対策を講じられたい。

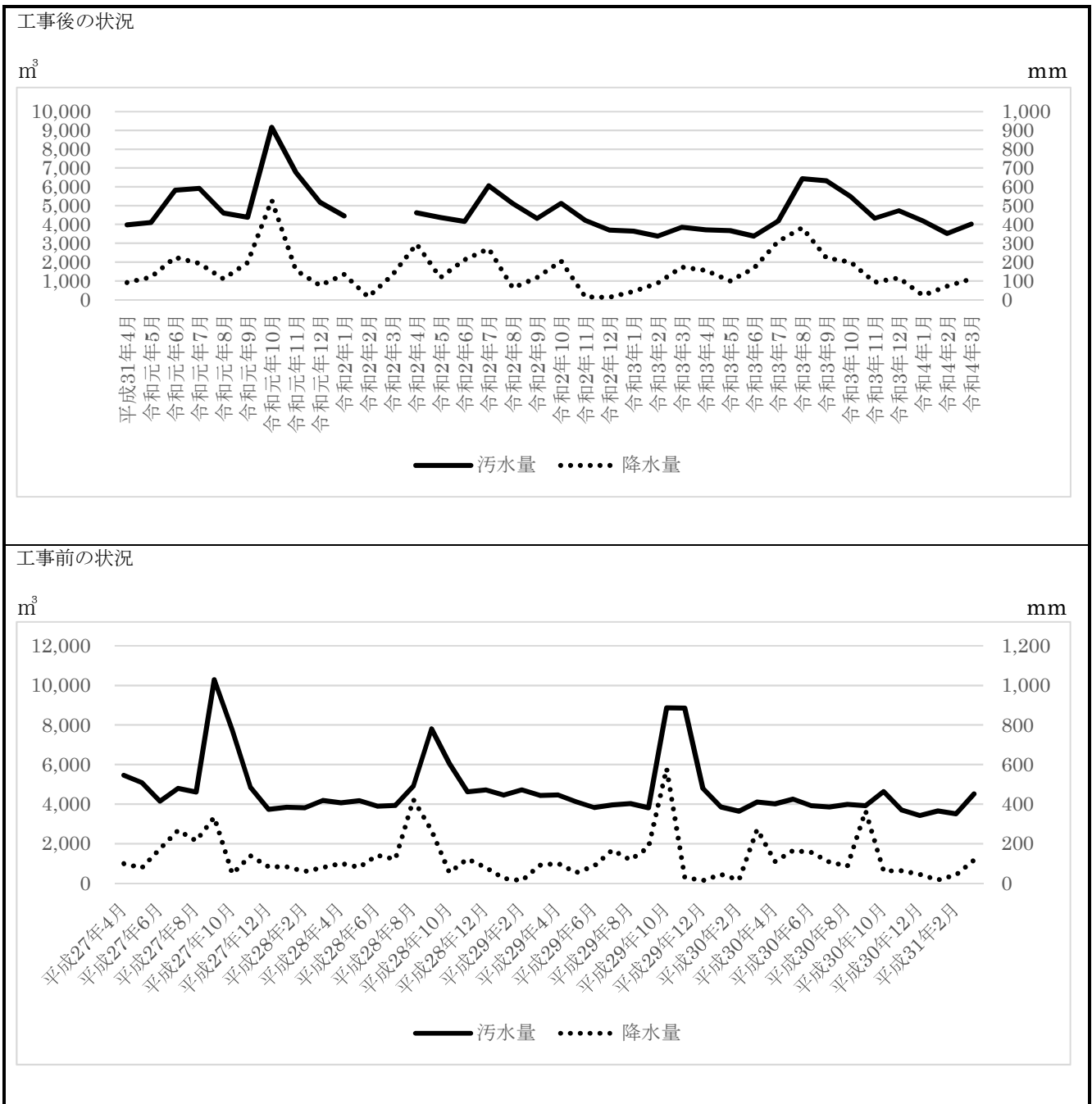
（建設局）

（図2）井の頭自然文化園分園の排水管の位置（概要）



(図3) 協会による分園排水量及び都内月間降水量の比較状況

(単位：m<sup>3</sup>、mm)



(注) 令和2年2月及び同年3月の汚水量データは消失したとのこと

(イ) テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの

協会は、雨天時の雨水流入により排水汚水槽が増水傾向にあるため、図2で示す地点にテレビカメラを設置して各系統からの流入傾向を把握するとして、令和2年8月13日に、指定店制度を用いて、表17のとおり排水設備調査を行った。

ところで、指定店制度とは、1件当たりの予定金額が、30万円以上150万円未満の緊急性のある補修等について、指定店制度要領（平成29年12月20日付29東動協総施第39号。以下「要領」という。）に基づき、指定店として登録済みの者に発注する仕組みで、要領第3条では、

入札や見積り合せの事務に要する期間を待つと迅速に対応できなくなるような、園周辺への危険防止や、動物の管理・来園者の利用上必要となる補修等を行うものとされている。

しかしながら、この調査は<sup>いっすい</sup>溢水や浸水等の突発的な事故を契機としたものではなく、数年来、長雨の後に下水の使用水量が増加する状況が続き、更新工事の実施後も同様の状況であるため、雨水が混入している系統を特定する目的で実施しており、指定店制度を用いて実施したことは適正でない。

協会は、調査の必要性を適切に検討し、緊急性がない調査等については、通常の契約手続により適正に行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表 1 7) 協会による指定店制度を用いたテレビカメラ調査

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
井の頭自然文化園分園排水設備調査	令和 2. 8. 13～ 令和 2. 9. 28	473, 000



イ ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて  
 建設局は、多摩動物公園内にあるライオンバス（注1）発着所（以下「発着所」という。）  
 を建て替えるため、表18の工事（以下「整備工事という。」）を行っており、その中で、発  
 着所の建物2階から1階の乗降口に続くらせん階段の外側壁沿いに手すりを、また、踊り場  
 に木製ベンチ（以下「ベンチ」という。）7基設置している。このことについて、次のとおり、  
 適正でない点が認められた。

(表18) 局が施工した工事

(単位:円)

工事件名	工事期間	工事金額
多摩動物公園ライオンバス発着所整備工事	平成 29. 12. 22～ 令和元. 5. 31	875, 210, 400

(ア) 指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきも  
 の

局は、らせん階段の踊り場にベンチを設置した意図として、来園者の列が1階の乗降口か  
 ら階段に続いた際の、一時的な休憩スペースを創出するためとしている。

ところで、整備工事を含む、発着所の建て替えに関するすべての工事が完了し、局から指  
 定管理者である協会へ、令和2年8月に発着所を引き継いだ後、協会は、同年12月に、発  
 着所の再開準備の中で、表19の工事（以下「修繕工事」という。）により、ベンチを撤去し  
 たことが認められた。協会は、ベンチを撤去した理由として、整備工事で設置した手すりの  
 利用が妨げられるおそれがあるためとのことであった。

しかし、動物園という施設の性質上、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が来園するこ  
 と、1階の乗降口までは階段を降りることから、安全な移動のためには階段の手すりを利用  
 できる状況にしておくことを当初から想定すべきであったと考えられるが、整備工事の前段  
 である実施設計段階において、ベンチと手すりの位置関係に関して、施設を管理する協会と  
 十分な検討がなされていたとは言えず、適切でない。

その結果、一度も使用することなく撤去したベンチについて、表20のとおり、整備工事  
 における設置に要した金額、及び修繕工事の金額の合計である235万7,983円（監査事  
 務局試算）が不経済支出となっている。

局は、今後の動物園施設の整備等に当たり、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を  
 密に図り、来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行われたい。

(建設局)

(表19) 協会が局から発着所の引き継ぎを受けた後、ベンチを撤去した工事 (単位:円)

工事件名	工事期間	工事金額
ライオンバス発着所施設修繕	令和2.12.14～ 令和2.12.16	172,700

(表20) ベンチに関する不経済支出の額 (単位:円、%)

項目	金額・%
① 整備工事における工事費 (局積算)	892,242,000
② 整備工事における工事費 (木製ベンチの設置に係る費用を除いたもの・当局試算)	889,866,434
③ 落札比率	91.99
④ 整備工事における不経済支出額 $\{(\text{①}-\text{②}) \times \text{③}\}$	2,185,283
⑤ 修繕工事金額	172,700
⑥ 不経済支出額合計 (④+⑤)	2,357,983

(注) 当初の設計金額及び契約金額で算出している。

(イ) 発生材の処分について履行確認を行うべきもの

協会は、修繕工事で出る発生材(撤去したベンチの一部)について、受注者に処分するよう見積依頼書の仕様に定めている。

ところで、本工事の記録写真には、処分をする発生材が受注者の敷地内に仮置きされた状況までしか記録されていなかったため、協会に対し、処分についての確認を行ったかを聞いたところ、監査日(令和4年10月12日)現在、確認を行っていないとのことであった。

発生材の処分についての履行確認をすることなく、代金を支出していることは適正でない。

協会は、発生材の処分について履行確認を行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(注1) 放し飼いの動物の中を、人が乗せたバスが走るという世界初の「サファリ形式」の展示として、昭和39年5月に運行を開始した。

### (3) 局

#### ア シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの

恩賜上野動物園は、東園と西園とが公道（区道）を挟んで存在しており、交通局が運行するモノレールにより東園と西園の間を結んでいた。しかし、モノレールは導入してから20年以上経過し、車両が老朽化したことから、令和元年11月1日以降の運行を休止しており、その後は、代替手段として、協会が委託により、表21のとおり無料のシャトルバスを運行している。

ところで、協会は契約事務要綱（以下「要綱」という。）により、契約は原則として、都の入札参加有資格者名簿に登載された者による指名競争入札によることとし、例外的に随意契約による場合については、一定金額以下の契約や指定店方式によるもののほか、「不動産の買入れ又は借入れ、その他の契約でその性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき」、「指名競争入札に付することが不利と認められるとき」等に限るとしている。

そこで、表21の運行契約について適正に締結されているかを確認したところ、建設局が協会に対し、令和元年10月24日付事務連絡（以下「事務連絡」という。）により、シャトルバスの運行業者については、次の（ア）から（ウ）の理由により、恩賜上野動物園が所在する台東区のコミュニティバス運行を受託しているDを選定することが妥当であると示している。この事務連絡に基づき、協会は、（ア）から（ウ）の特命理由により、令和元年度にDを受託者として契約を締結し、令和2年度以降においても、同一の特命理由により同社を受託者としている。

- （ア）運行予定の区道は狭くカーブが多く、交通量も多いため、地域の交通事情等に精通し定時運行ができること
- （イ）車いすを搭載できる車両を運行し、車いす等の配慮を必要とする来園者にきめ細かい対応ができること
- （ウ）Dは台東区のほかいくつかの自治体のコミュニティバスの運行業務を受託し経験が豊富であること

このことについて、局にシャトルバス導入の経緯を確認したところ、モノレールの代替手段として正式に決定されたのが令和元年9月であり、協会へ指定管理業務において運行を行うことを依頼した時期が遅くなったため、協会が受託者を選定する時間が1か月程度であったこと、また、受託者の準備期間も限られることから、予め局において受託可能な者を調査し、令和元年度の運行契約に当たって、（ア）から（ウ）の理由を示して当該事業者と契約を締結することが妥当である旨を提示したとする。

しかしながら、①通常の車両が走行する公道であり、シャトルバスの運転が可能な自動車運転免許を保有して入れば走行できること、②車両は都が用意しており、受託者が準備する必要

がなくコストは生じないこと、③コミュニティバスや社会福祉施設等の送迎バス等の運行実績がある事業者は他にも存在することから、これらの特命理由は適正でない。

協会は、業者選定の時間がない中で運行契約を締結する必要があったことから、要綱に基づき、緊急性があることを理由とした随意契約で行うべきであった。

また、局は、事務連絡において、令和2年度以降についても同一業者を特命するよう指示したものではないとしているが、事務連絡に令和元年度に限ることは明記されていないため、協会が特命による契約を継続する状況となっており、適正でない。

局は、協会に対し、シャトルバス運行契約について、適正に契約を締結するよう指導されたい。

(建設局)

(表21) 協会が締結した運行契約の一覧

(単位:円)

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
上野動物園 シャトルバス運行業務委託 (単価契約)	令和2.4.1～ 令和3.3.31	57,433,760	D
	令和3.4.1～ 令和4.3.31	57,747,760	

#### 第4 運営状況の概要

##### 1 運営状況

##### (1) 事業実績

##### ア 公の施設の管理運営

(ア) 公の施設の管理運営に係る収支 (単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費	1,952,948	1,760,814	1,992,055
事業費	3,410,935	3,478,449	3,783,401
間接費	584,361	673,627	549,210
小計	5,948,245	5,912,892	6,324,666
消費税	191,124	206,511	216,307
支出額 ①	6,139,370	6,119,404	6,540,973
収入額 ②	6,126,941	6,185,346	6,460,524
収支差額 ②—①	△ 12,428	65,941	△ 80,449

##### (イ) 各動物園の入園者数

(単位：人)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	有料	無料	合計	有料	無料	合計	有料	無料	合計
恩賜上野動物園	2,312,183	1,167,807	3,479,990	416,011	109,988	525,999	439,729	125,581	565,310
多摩動物公園	441,594	429,428	871,022	240,283	182,469	422,752	241,785	156,662	398,447
葛西臨海水族園	592,833	675,870	1,268,703	201,435	134,700	336,135	252,344	176,718	429,062
井の頭自然文化園	428,748	351,264	780,012	222,747	158,503	381,250	176,909	123,761	300,670
4園合計	3,775,358	2,624,369	6,399,727	1,080,476	585,660	1,666,136	1,110,767	582,722	1,693,489

(注) 無料入園者は、小学生以下、都内在住・在学中学生、無料開園日の入園者等である。

## (ウ)各動物園の入園券等の販売実績

(単位:千円)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	入園券	パスポート	合計	入園券	パスポート	合計	入園券	パスポート	合計
恩賜上野動物園	1,086,279	69,705	1,155,985	129,936	22,981	152,917	144,614	22,540	167,154
多摩動物公園	212,343	15,154	227,498	119,074	9,014	128,088	122,631	7,059	129,691
葛西臨海水族園	372,619	9,163	381,782	131,930	2,976	134,906	165,154	3,658	168,812
井の頭自然文化園	118,355	18,668	137,023	59,113	11,728	70,842	52,874	6,917	59,792
4園合計	1,789,598	112,691	1,902,290	440,055	46,700	486,756	485,274	40,176	525,450

(注) パスポートは1年間の定期入園券のことを指す。

## 2 参考資料

## (1) 公の施設の管理運営状況

## ア 各施設の概要

(単位:㎡)

施設名	所在地	面積	開園年月日
恩賜上野動物園	台東区上野公園	144,048.73	明治 15. 3. 20
多摩動物公園	日野市程久保六、七丁目 日野市南平八、九丁目 日野市三沢五丁目	601,372.54	昭和 33. 5. 5
葛西臨海水族園	江戸川区臨海町六丁目	85,958.90	平成元. 10. 10
井の頭自然文化園	武蔵野市御殿山一丁目 三鷹市井の頭四丁目	115,500.00	昭和 17. 5. 17

## イ 指定管理者の運営状況評価

施設名	指定管理評価	
	令和2年度	令和3年度
恩賜上野動物園	A	A
多摩動物公園	B	B
葛西臨海水族園	B	A
井の頭自然文化園	B	B

ウ 公有財産の貸付等状況

(ア) 行政財産（占用許可）

（単位：㎡、円）

施設名	目的	種類	占用料 (年額)
		土地	
恩賜上野動物園	販売スペース等	112.07	1,484,280
葛西臨海水族園	販売スペース	29.40	369,360
恩賜上野動物園	撮影機資材置場等	9.22	221,616
葛西臨海水族園	販売スポット等	1.50	148,824
多摩動物公園	販売スポット等	4.00	107,472
多摩動物公園	テント等	32.56	74,052
外 18 件			

(イ) 行政財産（設置許可）

（単位：㎡、円）

施設名	目的	種類	使用料 (年額)
		土地	
恩賜上野動物園	売店兼軽飲食店	162.76	623,736
恩賜上野動物園	乳母車貸出所	24.00	364,704
恩賜上野動物園	掲示板	23.12	364,704
恩賜上野動物園	売店用倉庫	22.97	349,508
恩賜上野動物園	掲示板	12.60	197,548
恩賜上野動物園	自動販売機	11.61	182,353
恩賜上野動物園	自動販売機	9.46	151,960
恩賜上野動物園	荷物預り所	7.77	121,568
恩賜上野動物園	自動販売機	8.00	121,568
恩賜上野動物園	自動販売機	6.57	106,373
外 20 件			

（注）次により、使用料を減免している。

- ・東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第22条

## (ウ) 行政財産 (管理許可)

(単位: m<sup>2</sup>、円)

施設名	目的	種類	使用料 (年額)
		建物	
恩賜上野動物園	飲食店	593.96	10,834,098
葛西臨海水族園	飲食店等	698.65	8,186,533
恩賜上野動物園	売店	220.16	5,607,564
多摩動物公園	観覧施設	158.72	2,839,622
多摩動物公園	飲食店	789.94	2,822,645
恩賜上野動物園	売店	343.00	2,635,520
恩賜上野動物園	資料室	170.50	2,114,309
恩賜上野動物園	乳母車貸出所	87.07	1,655,509
恩賜上野動物園	飲食店	612.95	1,582,890
恩賜上野動物園	乳母車貸出所	44.44	1,230,616
外9件			

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・東京都立公園条例 (昭和31年東京都条例第107号) 第22条